

別添資料7

東京地裁決定が認定した平成22年5月17日の取調べ状況 (決定要旨2～5頁)

- i) 田代検事は、同日の取調べにおいて、石川に対し、「被告人の関与を認める供述を覆す旨の調書を作成すると、検察内部の強硬な考えの持ち主が、被告人を不起訴処分にした方針を変えて起訴処分に転じるよう主張する。石川が従前の供述を維持すれば、被告人に対する不起訴処分を維持することになる。」旨の見通しを示すなどして、従前の被告人の関与を認める供述を維持するよう繰り返し推奨している。このような田代検事の働きかけは、被告人の元秘書であり、現在も国会議員として政治的に被告人を支持する立場にあつて、被告人が起訴されないことを強く望んでいる石川にとって、強力な利益誘導であるといえ、虚偽供述に導く危険性の高い取調べ方法である。
- ii) しかも、田代検事は、「石川が従前の供述を覆すと、検察審査員も、石川が被告人から指示されて供述を覆したものとする。検察審査員を刺激して起訴議決に至る可能性があるので、従前の供述を維持した方が良い。」旨の説明もしている。同日の取調べは、検察審査会の起訴相当議決を受けてなされたものであり、石川の同時点における弁解を十分聴取した上で、検察審査会の再度の議決の判断資料として提供することが予定されるというべきであつて、前記の田代検事の説明の妥当性には問題があり、誤った前提に基づく取調べ方法であるともいえる。
- iii) さらに、石川がマスコミに対して供述を覆していること等について検察の幹部が立腹している旨を述べ、再逮捕を恐れている旨の石川の発言に対して、石川が普通の対応をしている限り、再逮捕されることはないが、「検察が石川議員を再逮捕しようと組織として本気になったときに、全くできない話かというところでもないわけじゃない。」(反訳書47頁)などと述べている。これらの発言は、石川が従前の供述を覆せば、検察において、石川に対し別件での再逮捕を含む不利益な取扱いをすることを示唆するものであつて、石川が供述を覆すことを困難にするような強力な圧力でもある。
- iv) そもそも取調べ録音によると、調書の案文は、取調べ当日における石川の具体的な供述に基づいておらず、田代検事が勾留段階の調書の記載を基にするなどして一方的に作成したものとかがわれるのであつて、石川の供述を録取したものと評価できるかすら、疑問である。
このような取調べ方法は、違法不当なものであつて、許容できないことは明らかである。
- v) もっとも、石川は、同日の取調べの比較的早い段階で、今までの供述を全部覆すことはない旨を述べ(反訳書12頁)、田代検事からの、「基本的には、従前どおりでいいのかな。」という問いかけに対しても、「まあ、私は、あの一、そういうつもりで来ましたがね。」と答えており(反訳書20頁)、石川は、当初から、大筋では従前の供述を維持するつもりでいたことうかがわれ、そうすると、前記の田代検事の取調べ方法と石川の供述との間の因果関係が問題となりうる。
しかし、石川は、同日の取調べの早い段階から、本件土地売買の時期をずらすのが最大の目的で、被告人から受け取った本件4億円を隠すのが目的ではないことを強調したい旨を明言し、また、被告人に対し、平成16年10月29日に報告したが、同年12月の時点では献金

や政治資金パーティーといった収入の報告をただけであり、平成17年3月には報告していないという点でも従前の供述を修正したい旨繰り返し述べているのに、田代検事は、検察審査会との関係で従前の供述を維持した方が良い等と前記の言動を繰り返すなどして、結局、これを調書に盛り込むことにも、調書の案文の訂正にも応じていない。特に、石川が、平成17年3月下旬頃に被告人に平成16年分の収支報告書の内容を説明した旨の記載について、報告をしたのは平成16年の年末である旨の訂正を申し立てたのに、田代検事は、勾留段階での石川の供述が大久保の供述に合わせたものであることを承知しながら、「具体的な説明をしていないという趣旨の内容であるから訂正する必要はない。既に、平成16年10月に説明して了解を得ているから、その既定路線として、被告人は了解していると思っていたと、石川が認識していたということにした。12月だろうが3月だろうが変わらない。変えると、なぜ変わったかという問題になり、面倒くさい。」旨述べて、訂正を拒否している(反訳書79頁、80頁)。

v) その上で、調書の案文の読み聞かせの後、石川が署名を渋っているのに対し、田代検事は、改めて、「石川が被告人に対する報告了承を否定すれば、起訴議決の可能性が高くなる。被告人が当初不起訴となったのは、石川が被告人の関与を認める調書を作成したからだ。」などと述べて、署名を促している(反訳書87頁)。

これらの調書作成の経緯によれば、石川が調書の作成に応じたことには、田代検事の前記の取調方法が影響しているものと認められる。

vi) 以上を総合すると、甲99には、石川の意に反する内容の重要な供述が含まれていることが認められ、それにもかかわらず、石川がその作成に応じたのは、前記の田代検事の取調方法が影響しているものと認められる。

これに対し、このような取調方法について、田代検事は、公判において、「より真実に近い供述を得るために行った。全体を聞いてもらえればそれほど非難されるものではないと考えている。」旨供述してゐる。しかしながら、田代検事の前記の取調べが、真相解明への熱意等から行われたのだとしても、検察官の職責を考えれば、そのことでその違法性、不当性が減じられるものとはいえない。しかも、田代検事は、「当時は、その危険性を自覚していなかったが、録音されていると分かっていたら、このような取調べはしなかった。」旨も供述しており、取調べの可視化が広くなされていけば、行うことのできない取調方法であったことを自ら認めているものといえる。

vii) 以上によれば、甲99については、供述の任意性を否定すべきものと認められ、したがって、特信性も否定すべきものといわなければならない。